

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		銃砲刀剣類検索システム	
行政機関等の名称		福岡県教育委員会	
事務担当課等		教育庁 教育総務部 文化財保護課	
		電話番号（０９２）６４３－３８７４ 内線（５３９１）	
個人情報ファイルの利用目的		銃砲刀剣類の所有者情報の管理のため	
記録項目		1登録番号、2届出種別、3担当登録審査委員、4登録の種類、5新規登録日付、6発見届出年月日、7発見届出警察署、8再交付履歴、9再交付年月日、10返納履歴、11返納年月日、12前都道府県名、13前都道府県登録番号、14再交付返納、15再交付返納備考、16種別、17長さ、18反り、19目くぎ穴、20銘文表、21銘文裏、22氏名、23郵便番号、24住所、25構造、26全長、27銃身長、28口径	
記録範囲		福岡県登録の銃砲刀剣類所有者	
記録情報の収集方法		所有者からの申請書(窓口、郵送、電子申請)	
要配慮個人情報の有無		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報の有無		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先		☐ 有 ☒ 無 〔 〕	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		名称	総務部 県民情報広報課
		所在地	福岡県福岡市博多区東公園 7－7
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		☐ 有 ☒ 無 〔 〕	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提供の募集する個人情報ファイルである旨			
☒ 該当		☐ 非該当 ☐ 法第 6 0 条第 3 項第 2 号非該当 ☐ 法第 6 0 条第 3 項第 3 号非該当	
※	以下、該当の場合のみ記載		
	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	教育庁 教育総務部 文化財保護課
		所在地	福岡県福岡市博多区東公園 7－7
	行政機関等匿名加工情報の概要		—
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—
		所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—	
備考			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		埋蔵文化財届出等入力システム	
行政機関等の名称		福岡県教育委員会	
事務担当課等		教育庁 教育総務部 文化財保護課	
		電話番号（０９２）６４３－３８７６ 内線（５３８７）	
個人情報ファイルの利用目的		埋蔵文化財の発掘届・発掘調査届等に対する通知を行うため	
記録項目		1遺跡名、2所在地、3報告市町村、4文書番号、5文書日付、6試掘・確認の別、7遺構の有無、8調査面積、9調査原因、10包蔵地、11遺跡の種類、12遺跡の時代、13埋蔵物発見届、14保管証、15届出・通知区分、1693条・94条区分、17届出文書番号、18届出文書日付、19届出者(機関名)、20届出者(個人名)、21工事の目的、22指示事項、23進達文書番号、24進達文書日付、25県通知文書番号、26県通知文書日付	
記録範囲		埋蔵文化財包蔵地について現状変更あるいは同文化財の破壊につながる開発行為を行う者	
記録情報の収集方法		届出者からの届出書等(使送)	
要配慮個人情報の有無		☐ 含む ☒ 含まない	
条例要配慮個人情報の有無		☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先		☐ 有 ☒ 無 〔 〕	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		名称	総務部 県民情報広報課
		所在地	福岡県福岡市博多区東公園 7－7
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		☐ 有 ☒ 無 〔 〕	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
		☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集する個人情報ファイルである旨			
☒ 該当		☐ 非該当 ☐ 法第60条第3項第2号非該当 ☐ 法第60条第3項第3号非該当	
※	以下、該当の場合のみ記載		
	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	教育庁 教育総務部 文化財保護課
		所在地	福岡県福岡市博多区東公園 7－7
	行政機関等匿名加工情報の概要		—
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	—
		所在地	—
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		—
備考			